

# 平成28年10月定例教育委員会

日 時 平成28年10月19日（水）  
午前10時00分～

○中島委員長

ただいまから、平成28年10月定例教育委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。それでは、教育総務課長から日程説明をお願いします。

## 1 日程説明

○林教育総務課長

本日は、議案が6件、報告事項12件、計18件ということになります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○中島委員長

では、教育長から、一般報告と議案の概要説明をお願いします。

## 2 一般報告及び議案の概要説明

○山本教育長

それではまず、一般報告からさせていただきます。9月9日に、知事、労働局長とともに、鳥取商工会議所連合会など経済4団体に対して障がい者雇用の促進と定着支援に向けた協力要請を行って参りました。県教委としても、技能検定制度の充実、定着コーディネーターの配置、就労支援セミナーで子どもたちの様子を企業の方に見て頂く取り組み等を行っていることを説明した上で、最近一般就労を希望する生徒が増えているので、雇用についてのお願いをして参りました。

9月14日から10月12日まで9月県議会が開催されまして、島谷議員、浜田議員の代表質問のほか、一般質問で記載の議員が立たれました。美術館に関する質問が多くあり、そもそも美術部門を外に出すのではなく、自然・科学部門を外に出して空き校舎等をリノベーションして展示の方が安く解決するのではないかというような議論も含めて、色々と議論を頂きました。予定していた県民意識調査につきましても、内容等について様々な意見が寄せられており、当初は候補地まで一気に聞くということにしていたのですが、今回は美術館を建設すべきかどうかというところを初めにお聞きして、そこで「建設すべき」という結果になった場合に改めて候補地について聞くという2段階方式でやるということに修正をさせて頂きました。後程詳しくご説明を申し上げたいと思います。

また、この度「鳥取県支え愛交通安全条例」が制定され、教育委員会に関係する内容として、児童生徒が自転車を利用する場合のヘルメットの着用が努力義務とされました。これは児童生徒だけでなく、我々大人も努力義務が課せられます。小中学生は結構ヘルメットをかぶっているのですが、高校生についてはヘルメットをかぶって自転車に乗る生徒をほとんど見ない中で、これからどう啓発していくのか、ヘルメットの購入費に対する助成制度を設けてはどうか、というご

意見もあり、これから学校現場ともよく意見交換をしながら進めていく必要があると思っております。

また、福田議員から、八頭地域におけるホッケーの競技力向上について、現在も県外からの生徒を推薦で募集することができる制度を設けておりますが、八頭高校の推薦の枠がホッケーの選手を呼んでくるのに足りない状況があるので、推薦で募集できる枠を、現在の募集生徒全体の5%から、10%に増やしてはどうかというご質問があり、これに対して知事のほうから、昨日の総合教育会議で「する」という答弁がありましたので、これも後程ご議論いただきたいと思っております。他にもいろいろな質問がありました。議事録をお配りしておりますが、出てきた議論の内容を大切にしながら、これから来年に向けての施策の参考にしていきたいと思っております。

9月25日に、3回目となる手話パフォーマンス甲子園の大会が開かれまして、今年は新たに米子高校から保育士を目指している男子生徒が参加し、参加する学校も広がってきています。鳥取豊学校の生徒で、一人で大活躍した生徒もありました。学校現場での手話教育をこれからどんどん広げていく必要がある中、現在は岩美高校、米子高校で授業の中でシリーズ化して手話学習を取り入れています。岩美高校では来年度から手話を教科として立ち上げようと鋭意検討を進めているところで、そうしたことも積極的にPRしながら取り組めたらと考えています。

10月1日にいわて国体の開会式に行きまして参りました。今年の結果は男女総合42位で、目標とする30位台は果せなかったのですが、女子は総合27位と大健闘でした。その中で、ボルダリング競技で中央育英高校の古川選手と高田選手が優勝、ボクシングのライトフライ級で境港総合技術高校の小川選手が優勝と、今年も学生の活躍が目立ったところでした。報告資料としてお配りしておりますので、また詳しくご覧頂きたいと思っております。我々としては部活動を通じての選手強化について、スポーツ課と連携して引き続き取り組んでいきたいと思っております。

7日には、石巻市の境教育長がこちらを訪問されました。石巻市については、震災直後から継続して県から教育相談員を派遣しておりまして、そのお礼を兼ねて近況報告に来られました。多くの児童が亡くなられた大川小学校の話もありましたが、今月末に裁判が結審をして判決が出るということ、教育相談員を派遣した門脇小学校と大川小学校の二つを震災の遺産として今後どう残し、震災の啓発に使っていくのかという議論がされていること、被災された学校が改築されているのですが、児童生徒はもう避難先での生活が定着している中で元々の場所に学校を作るとそこまでの通学が遠くなる等問題があつてなかなか簡単にいかないということ等、まだまだ課題が多いということをお聞きしました。派遣している学校での子どもたちの様子は、普段は落ち着いてきているのですが、話を個別に聞いていくと、家庭での生活が安定していないということから来る些細なトラブルといったことに悩んでいる子どもたちもまだいるということで、暫くこの派遣を続けていく必要があると考えています。

10月12日には、スクールミーティングで委員の皆さんに若桜学園小・中学校に行きまして。

10月13日には、弥生の王国整備活用委員会がありました。これまでは妻木晩田遺跡と青谷上寺地遺跡について別々の委員会で発掘調査等について指導して頂いたところなのですが、この度の青谷の発掘調査がまた動き出すという中、弥生時代の両遺跡の二つを括って今後の活用等を考えていけばいいのではないかとということで、二つの遺跡を括った委員会を立ち上げることにしました。ここで両遺跡の情報の共有化や、一体的な活用、情報発信について指導、助言が頂ければと多いに期待をしているところです。

10月17日に、韓国江原道から10名の教職員の方々が来られました。江原道の教育委員会から学校安全に関わる担当の課長が来ておられ、先般、清州で大きな地震が起きたのですが、こ

れまで韓国ではあまり大きな地震がない中での地震だったこともあり、備えが必要ではないかという議論が起きているようで、世界の中でもトップクラスである日本の地震対策について勉強しに来ましたということがありました。その他にもそれぞれの先生方が、課題意識を持って来られており、今週一杯鳥取で視察等が行われる予定になっております。一般報告は以上です。

本日は議案を6件お願いしております。いずれも人事案件です。議案第1号、第2号は委員長の任期がこの10月25日付で満了となることから、新しい教育委員長の選出、委員長職務代行者の指定を行おうとするものです。議案第3号、第4号は、市町村立学校の校長及び教育委員会事務局の課長級以上の職員に係る人事異動の議案です。議案第5号は、鳥取県教育審議会委員兼鳥取県社会教育委員について、先般ご議論頂いて任命しようとしたところですが、これに1名の方を追加で任命しようとするものです。議案第6号は平成28年度鳥取県教育委員会表彰として例年行っております表彰について、該当者を選定し決定しようとするものです。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

### 3 議 事

#### (1) 議 案

##### ○中島委員長

それでは議題に入ります。本日の署名人は若原委員と佐伯委員です。議題の第1号から第6号まで人事に関する案件ですので、連続して非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。(賛同の声)。それでは非公開で行うこととします。では、関係課以外の方は席をお外してください。

##### 【非公開】

- 議案第1号 委員長の選出について
- 議案第2号 委員長職務代行者の指定について
- 議案第3号 市町村(学校組合)立学校長人事について
- 議案第4号 教育委員会事務局人事(課長級以上)について
- 議案第5号 鳥取県教育審議会委員兼鳥取県社会教育委員の任命について
- 議案第6号 平成28年度鳥取県教育委員会表彰について

#### (2) 報告事項

##### 【公開】

##### ○中島委員長

先程第1号の議案として、委員長の選任が決まりました。平成28年10月26日から、私、中島が引き続き委員長を勤めさせて頂きます。それから、松本委員が委員長職務代行者となります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは報告事項ですが、初めに事務局から順次説明して、その後各委員から質疑をお願いしたいと思います。報告事項アからカとサ、シについて説明をお願いします。

## 報告事項ア 平成29年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験について

### ○小林小中学校課長

報告事項ア、平成29年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験について報告します。選考試験の最終結果について、10月14日に受験者に通知をしたところです。全体の受験者418名に対し、A登載者170名、B登載者17名、不合格者231名という結果でした。この内B登載者17名と不合格者中の一次免除資格者52名は、来年度一次免除の扱いになります。

特別選考の結果ですが、身体に障がいのある者を対象にした選考は、1名の受験がございましたが、最終的には登載に至らなかったです。スポーツ・芸術の分野に秀でた者を対象にした選考は、受験者が7名おりましたが、A登載には至らなかったです。現職教諭を対象にした選考は、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭のそれぞれ受験者があり、28名中20名とかなり高い割合でA登載に至りました。また、本年度新たに取り入れた加点制度について、英語に関する資格の所有者、複数免許状所有者の加点の結果は、記載の表のようになっております。当然のことだと思いますが、特に加点の部分では小学校で、加点によってA登載に結びついた数が多かったです。

A登載者の過去5年間の推移を記載しておりますが、近年は見たとおりの状況です。また、参考としてより詳細な試験状況を添付しております。その資料の中で一番右の欄に参考で併願合格者の記載をしており、「中→小、A」という記載がありますが、これは中学校で受験をしたけれども最終的に小学校で正式に採用になった方が2名いるということです。以上です。

## 報告事項イ 平成28年度鳥取県特別支援学校技能検定の実施結果について

### ○足立参事監兼特別支援教育課長

報告事項イについて、鳥取県特別支援学校技能検定を先週木曜日、金曜日に実施いたしました。この技能検定につきましては、2年前から清掃部門については行っておりましたが、今年度初めて喫茶サービス部門を実施したところです。初日の13日に清掃部門を行い、42名の生徒が受検しました。清掃の内容のそれぞれでマスター検定、チャレンジ検定に分かれており、それぞれ能力に応じて級を定めております。また14日に初めて喫茶サービス部門を実施しまして、22名の受検者がおりました。1級は出ませんでした。それぞれ実力に応じて2級から5級を獲得しております。資料に審査員の講評、生徒の感想を書いております。審査員は、ビルメンテナンス協会の方、ホテルの係長に審査員になって頂いております。一番下に当日の様子を写真で掲載しております。左上が床清掃のチャレンジ検定の様子、右上がマスター検定で窓ガラスをスクワイパーで清掃している様子、左下は喫茶サービスの実施の様子、右下は認定証を授与している時の様子です。

## 報告事項ウ 平成28年度第2回鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会の概要について

### ○足立参事監兼特別支援教育課長

報告事項ウについて、鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会の第2回目の協議会を実施しました。常勤看護師の配置の検討について、医療的ケア啓発リーフレットの検討について、ドクターが出す指示書の様子について、の3点について検討いたしました。

常勤看護師の配置については、鳥取養護学校に常勤看護師が配置されたのですが、そのことについて鳥取養護学校の保護者や教職員に対しアンケートを取っており、その結果を報告し、常勤看護師の効果について意見を頂きました。非常に効果は高く、今後、常勤看護師の配置を増やしていくという方向で進めていきたいと考えております。

医療的ケアの啓発リーフレットの検討については、素案をこの協議会で検討しているところです。保護者が分かりやすいリーフレットになるよう、県の取組や医療的ケアが必要なお子さんがどういうケアが受けられるかということが分かりやすいものにするように意見を頂いております。

指示書様式の検討については、この協議会で指示書の原案を作っておりますが、各学校が使いやすい変更をしたほうがいいのではないかという意見が各学校から出た事に対し、実施要項の中で各学校の実情に合わせた変更をすることができると定めているので、様式は変更せずに各学校の実情に合わせた様式にしていく、という意見でまとまっています。参考として資料下部に委員の名簿を付けております。以上です。

#### 報告事項エ 平成29年度使用教科用図書の採択について

##### ○足羽参事監兼高等学校課長

報告事項エについて、平成29年度使用教科用図書の採択について報告させていただきます。県立高等学校と県立特別支援学校の高等部での採択の状況の概要について記載しております。この採択につきましても、昨年来、その仕組みでの公正性の担保についてご意見を頂いているところですが、今年度は大きく3点の変更を行い、公正性や透明性を高めるための仕組みづくりに取り組んでいます。まず、各学校における教科書選定委員会を正式に組織することを指示する通知を出しております。そして、その選定委員会において校内で十分議論を重ねて選定したものを、更にPTAの代表者、学校評議員等、外部の関係者にちゃんと説明をした上で意見を伺ってから県に対して申請をするという仕組みとしています。また、最終的に県教委より各学校長に採択通知をしたあと、それをホームページに公表することとしました。その結果の採択した教科書について、資料2から資料4まで資料を添付しております。詳細は割愛させていただきますが、そうした仕組みを元に、全校がきちんと実施した上で申請したものに対して採択しておりますので、了解頂きたいと思います。

##### ○足立参事監兼特別支援教育課長

特別支援学校の小・中学部、高等部についての教科書について、特別支援学校は検定教科書に加えて、文部科学省の著作する教科書や一般図書からも教科書として選定をしております。

#### 報告事項オ 平成28年度末鳥取県立学校教職員人事異動公募制度における公募実施校の決定について

##### ○足羽参事監兼高等学校課長

報告事項オ、平成28年度末鳥取県立学校教職員人事異動公募制度における公募実施校の決定について報告します。この制度はご承知のとおり、平成21年度末からスタートし、学校の特色

化、魅力化、人事交流を進めること、そうした魅力化を県内教職員だけでなく県民の皆さんにもPRしていくべく進めてきたものです。平成21年度以降の状況を掲載しております。昨年度まで、東部地区の県立学校では通常の人事異動の中でも十分校長の意見を元に実施していることがあって、公募制度の実施に踏み切らなくてもいい、ということがあり手を挙げるところが少なかったのですが、今年度はその中で青谷高校と岩美高校が、中山間地の学校として学校の特色化を更に進めるためにも実施したい、ということで手を挙げて頂いたのが特徴的なところですが、逆に特別支援学校のほうでは鳥取聾学校、鳥取養護学校、白兔養護学校が、昨年度まで実施されていたものを取り止めておられます。制度としては意義のある、いい制度だと思っているけれども、近年公募しても応募がないという状況が背景で今回は取り止めたと同っています。以上です。

## 報告事項カ 第9回鳥取県美術館整備基本構想検討委員会の概要について

### ○大場理事監兼博物館長

報告事項カ、9月30日に開催した第9回鳥取県美術館整備基本構想検討委員会の概要について報告させていただきます。今回は、施設設備・建築費の見直し、整備検討に関する意識調査の案について、特色づくりについて、議論して頂きました。資料については既に教育委員会に出させて頂いていますので、詳しい説明は割愛させていただきます。

まず、施設設備・建築費の見直しについては、添付している資料1、2に基づいて説明しました。第7回検討委員会で提案した内容を第8回検討委員会で提案したように修正することについてご検討頂きました。また、検討委員の皆さんには圧縮案を出すことに関して抵抗感があるようでしたので、基本案と圧縮案の取扱いについて整理した文章を出して議論頂きました。その結果、委員さんからは本当に圧縮案を示さなくてはいけないうるか、少なくとも削減面積を提示して基本案と対比する形で圧縮案を示すというかたちは、あまりよくないのではないかと、という意見がありましたので、事務局として、今後理解頂く必要のある県民の方には「事業費をもう少し圧縮することを考える必要がある」という意見が根強く、そこについて全く検討しないということでは、構想案についての理解が得られないと思うので、圧縮案は残して頂きたいと強くお願いし、面積を対比するかたちで圧縮案を示すのを止め、削減が必要な時の対応を補足的に注記して、それらを合計すると少なくとも十億円程度圧縮できる、という記載とすることで何とか了解を頂きました。特に県民ギャラリーについて、圧縮案で面積をゼロにするというよう表現の仕方にならないように注意するよう指摘がありましたので、そう進めていきたいと思っております。

また、美術館の整備検討に関する意識調査につきまして、9月の教育委員会を実施するアンケート案についてお諮りしたところですが、その後県議会の方からも色々ご意見を頂いており、それらを踏まえ、若干修正をした内容で検討委員会に提示しました。最終的なアンケート案については次の報告事項で詳しく説明させていただきます。議論のあった内容は、前回は県政モニターに対する電子アンケートと同様、「博物館の抱える問題を何とかするために、美術分野を出すか、歴史分野を出すか、自然分野を出すか、3つのうちのどれかをする必要があるがどれがいいと思うか」と以前実施のアンケートと同じ質問をする形としていたことに対し、今更こんなことを聞くのか、という意見がありましたが、改めて考えをお聞きする必要があると思うので、必要性についての質問の後に加えるようにしております。また、必要性についての質問は、「検討委員会では必要性についてこう考えているが、それは適正だと思うか」という聞き方をしていたことに対し、議会でもわかりにくいと指摘され、知事ももう少しシンプルな聞き方がいいのではないか、という答弁もされており、それについてはもう少しシンプルな聞き方にすべきだという指摘を頂

きました。ただ、シンプルに聞くと、美術館は必要だと思うか、思わないかの二択になるのですが、それはあんまりだということで、中間的な選択肢も用意すべき、色々と聞く前に博物館に行ったことがあるか、博物館の収蔵庫が深刻な状況にあるか、美術館建設のことを事前から知っていたか、という導入的な質問をしてから、必要性の質問をするべきだという意見も頂きましたので、必要性についての質問はそのように修正することとし、進めることについて了解を頂きました。ただ、議会がまだ開催中でしたので、まだ議会で意見が出るかもしれないということで、その後の多少の修正は会長に一任して頂いたところです。

特色づくりについて、前回の検討委員会から色々な文案を提示しているのですが、なかなか議論を十分にできずに推移してきている中、今回は林田会長に考えて頂いた文章を事務局案として提示させて頂き、これについて議論頂きました。それに対して文章が長いのもう少し考えてほしい、という意見がありましたが、それまでの議論に時間を費やしていたこともあり、これについては次回までにまた皆さんから提案して頂いて再度審議させて頂くということで当日の議論は以上となりました。他に、出席していた北栄町の職員の方から意見を頂きましたが、資料に記載の通り対応しました。

今後の進め方についてですが、アンケートについては、検討委員会での議論を反映し、県議会に報告した上で意識調査を実施しております。これについては後ほど報告します。その結果が出ましたら11月4日に次回の検討委員会を開催し、建設場所以外の構想内容が固まりますので、中間とりまとめのようなことをお願いしたいと思っております。その4日の委員会では候補地についてのアンケートはまだありませんが、候補地を評価していくために必要な資料、各候補地のメリット、デメリットを整理した資料を用意して議論頂きたいと思っております。そもそも今回のアンケートで候補地の選出を見送ったのは、メリット、デメリットについてまだ不明確な部分があり、例えば鳥取市役所跡地で言えば、ヒ素が出るのですが、その処分費について、市の協力の中身が未確定でそれでは県民もなかなか判断ができないということによるものでした。4日の議論に提出する各候補地の資料は、今後実施する候補地のアンケートに添付する資料に移行していくと思っております。今回実施のアンケート内容について議会からの指摘もあったことを考えると、候補地についてのアンケートの内容についても議会にもきちんとご相談しないといけないと思っておりますので、12月議会で議会の意見を聞いた上で、年末から年始にかけて候補地アンケート実施となると考えています。その結果をもとに、最終的に、とりまとめの委員会を実施すると考えています。以上です。

#### 報告事項サ 美術館の整備検討に関する県民意識調査について

##### ○大場理事監兼博物館長

報告事項サ、美術館の整備検討に関する県民意識調査について報告します。これについては、以前に教育委員会に提出させて頂いたものから検討委員会、県議会での意見を反映と、紆余曲折しておりますが、それらを反映した最終のものについて、直前に教育委員さんにメールで意見を頂戴し、10月11日に県民の皆さんに対して発送したところです。

意識調査票について、先日報告した内容からの変更点を中心に説明させて頂きます。1頁目については、実施主体を明確にすること、調査の趣旨等について若干の修正をしておりますが、ほとんどは先日お話ししたものと同様です。2頁目も、大きくは変えていませんが、細かい文言の修正と、4番の中に、市町村等からの要望、県議会での議論、知事の公約等を踏まえ、という表現を追加しております。また、議会の意見を踏まえて前回アンケートの回答者数が401名だっ

たということを追加しました。前回は、これに別添で県の財政状況に関する資料を添付していたのですが、それは本編の質問の中に別添の資料として追加することに修正しました。3頁目以降の質問については、先程の検討委員会の意見を踏まえて、問5、6、7、8を追加し、導入として「博物館に行ったことがあるか」というような質問を追加しました。前回案ではその後で必要性についての質問をする予定でしたが、どの分野を新たに整備すべきか、という質問とまとめて質問をすることとしました。問11で美術館が必要かどうかについてストレートに聞いて、そこで必要ない、と答えた方に対して、問12で、必要ないなら現在の博物館から美術分野でなく自然分野、歴史分野のどちらを外に出して新たに整備すべきか、とお聞きすることとしました。また、何の前置きもなく必要性の質問をするよりも、その前にこういう美術館を考えている、という前提を持って頂いた上で必要性について質問すべきだ、という意見を踏まえ、問9、10で構想の内容の適否についてお聞きすることとしております。質問内容は、従前から前回案の最後の質問としていたものと同じ内容です。そして最後に自由記載を設けております。

これに、前回案では色々な参考資料を付けていたのですが、たくさん資料を付けてもなかなか全ては読めないだろうということで、簡単な資料とし、県財政への影響と博物館の抱える問題を解決するための方策の資料と、美術館整備に関するパンフレットを添付しております。

現在、15%程度の方から回答を頂いており、速報値では問11の必要性についての質問に対しては7割以上の方が必要、どちらかといえば必要に○を付けて頂いている状況ですので、おそらく美術館の建設について後戻りはしなくて済むと思います。最終的には10月31日を回答期限としておりますので、回答をとりまとめ、11月4日の委員会までに整理して報告しようと考えております。

#### 報告事項シ 県立美術館についての松保地区住民説明会の開催について

##### ○大場理事監兼博物館長

報告事項シについて、松保地区の住民の方に対して説明会を開催することにしております。以前の教育委員会で、以前の美術館を桂見に整備するという計画について、現在凍結状態であるものを正式に廃止すると報告させて頂きましたが、それについて鳥取市及び県議会のほうから「地元への説明をしてほしい」という意見がありましたので、11月10日に松保地区公民館で説明会をすることにしました。添付のチラシで松保地区の方に周知をしています。以上です。

##### ○中島委員長

ありがとうございます。ただいま説明して頂いた内容について、質問をお願いします。

報告事項アについて、小学校教諭の合格倍率が2.8倍だったとのことですが、もう少し志願者が増えないといけないという感覚はお持ちですか。

##### ○小林小中学校課長

はい、あります。合格倍率が3倍を切ると少し厳しいと思っています。

##### ○佐伯委員

大学を卒業してからすぐにA登載になった受験者と、講師経験を経てA登載になった受験者の割合はどれぐらいか分かりますか。

○小林小中学校課長

小学校教諭についてはA登載85人のうち19人が新卒です。中学校教諭はA登載43人のうち4人、高等学校教諭はA登載7人のうち1人、特別支援学校教諭はA登載21人のうち2人、養護教諭はA登載14人のうち1人、全体ではA登載170人のうち27人が新卒、という状況です。

○若原委員

今後、A登載者から辞退される方が出る可能性はありますか。

○小林小中学校課長

可能性はありますが、例年1、2名程度です。受験される方のほとんどが鳥取県にゆかりのある方なので、A登載されてから辞退する、というケースはあまりないのだと思います。

○中島委員長

先程の合格倍率に関する課題について、中学校、高校等においてはいかがでしょうか。

○足羽参事監兼高等学校課長

高校では専門性が限られている教科について特徴的な課題があります。今回の試験においては水産の教科についてA登載予定者1人に対して受験者が1人であり、一次、二次試験でじっくりと試験を行ったのですが、採用がないと学校が大変だということもあり、そのままA登載となりました。全体の倍率でいえば小学校のように課題があるわけではないのですが、個々の専門性を有する教科でもっと競い合うかたちになると、資質も高まると考えております。

○小林小中学校課長

中学校では、教科によって採用の数が違いますが、理科、英語といった採用人数の多い教科については、小学校と同じような課題があります。

○中島委員長

やはり、受験者数をどう増やしていくか、鳥取県の教育に関する魅力をどう発信していくかといことが重要になりますね。

○若原委員

報告事項イについて、この検定の資格はどこから出されるのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

この検定は、鳥取県の教育委員会が作った独自のものです。例えば清掃部門では、ビルメンテナンス協会の方と協力して一般の検定も参考にしながら検定を作り、一緒に審査をしていきます。

○中島委員長

一般の検定を実施せず、県独自の検定を行うことには何か意味があるのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

例えばアビリンピックの予選など、一般の検定を受検する生徒もいます。ただ、検定の難易度は県の検定でいうとマスター検定の上位のレベルとなります。そのレベルまでにはいかない導入的なレベルでの検定が一般にないので、県の技能検定でチャレンジ検定を作って、生徒の意欲を引き出すように実施しています。

○佐伯委員

受検した全員が、それぞれの検定で何かの級には認定されているのですね。

○足立参事監兼特別支援教育課長

はい、そうです。参加した全ての生徒が、級をもらえる仕組みとしています。

○佐伯委員

これは、3年生以外も受検することはできるのでしょうか。2年生の時に受検して3級だったけれども、3年生で受検したら2級になった、ということはありませんか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

はい、大体2年生ぐらいから受検しています。昨年度は3級だったけど今回は2級、1級に上がった生徒もいますし、昨年度チャレンジ検定を受検したけど今回はマスター検定を受検した、という生徒もいます。

○中島委員長

報告事項ウについて、常勤看護師の配置については、来年度の予算要求の中ではどういう対応を行うことになるのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

常勤看護師を、現在の1名から3名に増やしていく方向で予算要求を行おうと考えています。医療的ケアを必要とする児童生徒の多い倉吉養護学校、皆生養護学校といったところへの配置を想定しております。

○中島委員長

これは、予算が確保されれば、配置する人材の母数はある程度ある、という話なのでしょうか。それとも、人材の確保についても対応する必要があるということなのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

人材の確保についても、簡単にはいかない状況です。

○中島委員長

医療的ケア啓発リーフレットの内容は、県の特別支援学校全体についてのものですか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

はい、そうです。主に対象としてこれから特別支援学校に入ってきて医療的ケアを受けられる児童生徒の保護者の方を想定し、県の取り組みを紹介するようなリーフレットです。

○中島委員長

これは今まではなかったのですか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

はい、これまではリーフレットのようなかたちでは作っていませんでした。

○中島委員長

入学の前に保護者とコミュニケーションをとる機会があることで、そこで渡せるということですか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

はい、そうです。取り組みについて、入学の前に渡して学校での状況を知ってもらうようにするものです。入学前の児童生徒の保護者だけでなく、在籍している保護者に渡すことも意味があります。

○中島委員長

指示書の様式の検討について、変更、調整を各学校で柔軟に行うのはいいのですが、昨年鳥取養護学校を訪問した際に、現場であまりにも柔軟に運用しすぎることによって、結局指示書がないがしろになってしまいかねないということが問題となったと記憶しているので、守らなければいけない部分とのバランスは大丈夫かと気になったのですが、いかがでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

おっしゃるとおり、バランスの部分は大事だと思います。今回の各学校の変更の要望は、基本的な部分は了解頂き、もう少し指示の経緯が分かるものを付け加えたい、備考をもう少し増やしてほしいという細かい部分についての変更の要望で、それに対してそれぞれの学校での細かい部分の変更を可能としたものです。指示書の記載を簡単にする変更を認めているのではなく、より詳しくする変更についての要望を認めた、というものです。

○松本委員

報告事項オの公募制度について、実施校の挙げている公募する教職員像がきれいに書かれ過ぎており、理想を記載しているようになっていて実際に必要なものがわかりにくく、意味をなさないのではないかと思います。例えば、この科目のこういう人がほしい、とものと簡単な公募要件にしたほうがいいのではないかと思います。応募する教職員としても、その要件に自分があてはまると思って応募するのだと思いますので、そちらの方が手を上げやすいと思います。

また、応募する教職員の動機はどのようなものがあるか、教えて頂けますでしょうか。今の学校に不満があるとか、自分の実力が活かされていない、という動機が多いのでしょうか。

○足羽参事監兼高等学校課長

公募する教職員像の記載の具体化については、どの教科のどんな教職員、と明記したほうが教職員側にも分かりやすいということは、よく分かります。ただ、この辺りは導入する当初にも議論があったところで、例えば学校が国語の教員を公募したい、と記載してしまうと今いる国語の

教員に不満があるから記載したのではないかと、となってしまう、具体的に書くことでの内部での支障、不満になりかねないということから、活動に意欲的な教職員を公募する、と学校の方針を大枠で網羅した記載となっております。

応募者の傾向については、ICTを活用した教育を実践したい等の具体的な動機もありますし、他地区で採用になったケースで、自分の出身地域で教えたいという動機もあり、それぞれの学校に応じて色々な傾向があります。全体では、応募者はそう多くは状況です。

○松本委員

応募した教職員は、その応募が採用されなかったら、元の学校に残ることもあると思うのですが、この公募制に応募したことによってその教職員がその学校に不満がある、と学校、校長に思われてしまうということはないのでしょうか。

○足羽参事監兼高等学校課長

はい、応募した職員をそういった目で見ないようにしておりますし管理職以外には一切公表されません。また、通常の人事異動に際しても校長と教職員で面談を実施しており、そこでは異動の希望も元に面談しますので、そこで両者での気持ちのずれがないようにできるよう、公募制度の周知に際しても配慮をしております。

○松本委員

公募制度を実施したいと手を上げた学校には、通常の配置に公募分の人数を加えて配置する、ということでしょうか。

○足羽参事監兼高等学校課長

最終的には公募制度によって異動も全体の異動と同時に実施されますので、通常の配置に加えての配置とはなりませんし、誰が公募制度を使って異動したかは分からない状態になります。

○松本委員

わかりました。ありがとうございます。

本当に公募制度を活かしたいのであれば、もう少し文面を改善したほうがいいのではないかと思いました。

○足羽参事監兼高等学校課長

ご意見を頂きありがとうございます。

○坂本委員

実業高校に行くと、様々な機械が非常に多く置いてあるのですが、それらの機械をきちんと管理する方、点検等に責任を持つ立場にある方は各学校にいらっしゃるのでしょうか。民間の職場だと衛生管理者が設置されるのですが。

○足羽参事監兼高等学校課長

それは、専門高校では教員がしております。メンテナンスが必要な場合には専門業者に頼んでメンテナンスや修理を行いますが、基本的には教員が日常的に管理をしています。

○坂本委員

普通高校はそうではないのかもしれませんが、実業高校は機械がたくさんあり、忙しい先生方でメンテナンスに手が回るのか、心配です。突然機械を動かしたら刃物が飛んだというケースも聞いたことがあります。そういった事例はあまりないのでしょうか。民間の企業では監督署が厳しく管理しているのですが、学校では大丈夫なのでしょう。

○足羽参事監兼高等学校課長

特に工業高校ではそういうことが起こると命に関わることになりますので、特に気をつけていると思います。事故があった、という報告はありません。

○山本教育長

各学校できちんと点検しているか、ということを確認する必要があると思います。

○中島委員長

報告事項エの高校での教科書選定の過程について質問があります。以前、中学校の歴史の教科書を見せて頂き、その中の1つの歴史の教科書が、東京の進学校などで採用されているもののようなのですが、読んでみるととてもおもしろい教科書で、色々な教科書があるのだと思いました。今は教科書を教えるのではなく、教科書で教えるということになっており、教科書は一つのツールに過ぎないということもあるとは思いますが、やはり教科書は大切だと思います。高校では、先生方の教科書選定の議論はどれぐらいアクティブにされているのでしょうか。「去年も一昨年と同じだったし、これでいい」という考え方も一つの見識だとは思いますが、新しい教科書等の動きに対応することも必要だと思います。実際の現場での、新しいものについての検討も含めた議論の様子がわかればお聞かせ頂きたいと思います。

○足羽参事監兼高等学校課長

学校や教科にもよるのですが、大体は、各学校での教科書選定委員会の前段で、教科ごとに来年度採用の教科書の候補についての情報共有をした後に、「今はこれを使っているけれども、使い勝手や生徒の実態に合っているか」というように内容を検討する回を2回程度実施しています。中には「これで大体問題ないから、来年もこれでいこう」と、ずっと決まるケースもありますが、やはり教科の専門のフィルターを通す会議は必ずするようにしてもらっています。

○中島委員長

学校ごとで使用する教科書の選定について、第三者の目が入るプロセスはあるのでしょうか。例えば教科書選定委員会の中に第三者は入っているのでしょうか。

○足羽参事監兼高等学校課長

第三者の目が入るのは、教科書選定委員会の開催後、採択希望書の提出までに外部関係者の意見を聞く機会があります。一方で、教科書選定委員会に外部の方を含めると決まらなくなってしまうので、そこには第三者は入れないようにしています。学校がきちんと責任を持って、選定委員会で採択の理由を説明できるものを作り、説明した上で、意見や質問を受けるということになっています。

○中島委員長

わかりました。選定のプロセスの中で、どの学校でも教員の方が専門性の中でしっかりとアクティブに議論を行っているのであれば、全く問題ないと思います。外部関係者といっても、全ての教科書を並べて検討できるわけでもないですし、この方法でいいと思います。教科書の選定は教育において肝の部分の一つだと思うのですが、しっかりと選定されているという話をお聞きして安心しました。

○足羽参事監兼高等学校課長

教科書選定はとても大切なことだと思いますので、来年度以降も常に各学校、各教科でしっかり責任を持って行うようにしていきたいと思います。

○佐伯委員

教科書選定について、生徒数の少ない学校の時間数が少ない教科について、担当が一人という場合もあると思うのですが、その場合にはその一人の担当の判断で教科書を決めることになるのでしょうか。

○足羽参事監兼高等学校課長

はい、教科の担当が一人の場合はそうならざるを得ないです。

○佐伯委員

そういう場合だと、教科部会等が機能せず、その一人の担当の主観や資質に影響されてしまう部分が出てきてしまうと思います。例えば小規模の学校同士の教科間での連携があり、他の学校の先生と教科書について議論する機会でもあれば、意識を広げたり他の教科書の良さや特徴等を理解したりすることができると思うのですが、そういうことにあまり意欲的でない先生だと、前と同じでいい、となってしまう可能性があると思います。そういう場合の選定について、また検討してみるといいのではないかと思います。

○足羽参事監兼高等学校課長

教科書を選ぶ際に学校内、学校間で相談してみるとか、毎年実施している教科ごとの連結協議会の場で話題に出して議論が出来るようにするとか、そういう機会を作るように努めていきます。

○若原委員

公募制度について、制度に応募される方の人数が少ないという印象を受けました。これは、公募制度を実施しなくても通常の人事異動でうまくいっていると見ることもできるのでしょうか。そうだとすると、公募制度の意義はどこにあると言えるのでしょうか。

○足羽参事監兼高等学校課長

通常の人事異動の際にも、教員と校長でしっかりと面談をして頂き、校長と教育委員会との間でその内容を共有しますので、公募制度以外でも教員の思いを正確に把握し、反映できるようになっています。ですので、人事異動だけに限ると、公募制度がなくてもうまくいくとも言えると

と思いますが、公募制度には、この学校はこんな人材を求める、という学校の目指す姿を示してPRするという意義があります。

#### ○佐伯委員

公募制度を実施している学校には、制度に手を挙げ、論文でも書いてでも自分の学校に来たいという教職員がどれぐらいいるのか知りたいという気持ちもあるのではないかと思います。制度の実施状況を見ると中部、西部の学校に多く、東部はそうでもないのかとも思います。また、通常の人事異動だけで不足ということではないものの、自分から手を挙げて、この学校でこんなことしたい、と思ってその学校に来る教職員がいたら、それはいいことなので、そのケースを求めて申し込んでいる学校もあると思います。

#### ○中島委員長

現在、高校の魅力化について考えているところで、県立高校がそれぞれの個性を持ってそれを打ち出せていくようになることが近い将来の目標なのですが、それがきちんとできてきた時に、この制度がもう一回生きてくるということがあるのではないかと思います。逆に言えば、現在の公募制度への応募の少なさが、それぞれの学校の個性の出し方がまだ不十分であることの証左の一つなのかもしれません。

報告事項シの松保地区での住民説明会について、住民の感情を考えると色々なことを言われるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○大場理事監兼博物館長

色々と言われると思います。例えば、今の土地が荒地状態になっていると思いますので、草刈りとか、そこを何とかするようにしてほしい、等言われると思います。我々だけでは何ともできないこともあると思いますので、鳥取市とも相談しながらの対応になると思います。

#### ○若原委員

検討委員会での検討について、今後の予定についても報告頂いているのですが、今後、いつごろに、どこまで進むかというのが、もう一つ見通せないように感じます。計画はあるのですが、実際にどこまでできるのか、と思います。来年度予算はどのようになっているのでしょうか。

#### ○大場理事監兼博物館長

現在考えているスケジュールが順調に進むという前提での日程をお話しします。今回実施する候補地のアンケートによって場所が決まった後、年明けくらいに場所を含めた基本構想を検討委員会より報告して頂きます。それに基づき、教育委員会としての基本構想を策定し、基本構想が完成となります。その次は、実際の設計に入る前に具体的な基本計画の作成となります。この基本計画の作成には外部のコンサルタントへの委託も必要となりますので、2月議会にその予算をお願いしようと考えています。そこから約1年間かけて基本計画を作成します。また、これと並行してPFIでの事業実施の是非について知事部局で検討します。一次検討は基本構想の中でもしているような簡易なもので、恐らく検討会議を早々に行い二次検討の実施という結論になると思います。二次検討は実現可能性等についてコンサルタントへの委託により、しっかりと調査を行います。ここでも予算が必要となりますので、2月議会で併せてお願いしたいと考えております。2月の議会でそれぞれの予算について可決できたら1年間かけて基本計画の作成と、PFI

での実現可能性調査を実施します。もしPFIでの実施となると、そこから事業者の募集を行いますが、総合評価型入札の実施等によりまた1年以上の期間がかかると思います。その後は全て事業者が発注しますが、そこから設計に少なくとも1年程度かかると思います。もしもPFI実施の応募がなかったら、直営を前提に設計業者に対しての発注を行い、設計の実施となります。その後着工となり、工事が2年程度、工事完了後の建物の乾燥に1年程度かかり、ようやく美術館の完成となります。

○中島委員長

PFIで実施するかどうかの判断は誰が行うのでしょうか。

○大場理事監兼博物館長

最終的には知事部局にある戦略会議で判断することになります。実現可能性等調査を行う二次調査の結果で、費用効果があり、応募事業者の見込みもついたらゴーサインが出ます。

○坂本委員

現在博物館でいま所蔵している絵や陶芸品といった美術品の一覧表はあるのでしょうか。

○大場理事監兼博物館長

はい、それはデータベースが当然あります。ホームページからアクセスすることもできるはずです。

○中島委員長

美術館の所管が教育委員会か、知事部局か、どこになるのかというのは、どの段階で決まるのでしょうか。

○大場理事監兼博物館長

所管の決定は、基本計画の策定時でも、開館時でもどの段階でもできると思いますので、現時点では決めていません。

○中島委員長

報告事項コについて、発達障がいと診断された幼児・児童・生徒の数が右肩上がりに増え続けていることについてどのように受けとめていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。実際にその人数自体が増えているのか、医療での感度の問題で増えているのか、という要因もあると思いますが、学校現場において発達障がいの児童生徒を軸にして色々な問題が起きているという事実がある中でのこの数字をいかがお受け止めでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

調査を始めてから数が伸びておりますが、社会の認識の変化や医師による診断の増加による結果だと思っています。こうして発達障がいと診断された子どもたちの数が増えることに対して、どう対応して、通級指導教室の設置、通常の学級での特別支援の専門性のある教職員の配置等、どう対応していくかがこれからの課題だと考えています。

○小林小中学校課長

特に小学校において人数が多い状況で、そういった児童が通常学級に2、3人いると、学級経営がすごく苦しくなり、日々の学習指導になかなかエネルギーを注げなくなります。市町村の方でも支援員を学級に入れる等のサポートをしています、本当に小学校は苦しんでいる状況です。

○中島委員長

問題の起こりやすいのは小中学校だと思うのですが、そこに対して県としてできることは、どのようなことなのでしょう。

○小林小中学校課長

一つは、通級学級を組成し、そこで専門性を持った指導者による指導を行えるようにすることがあります。また、そういう落ち着かない学級に対し、小中学校課の予算としてLD等非常勤講師という講師の配置を準備しており、学級が崩れる前に、心配のある学級に早めに配置して授業を成立するようにしていくことをしております。

○中島委員長

その講師の人材は足りている状況なのですか。

○小林小中学校課長

正直言いますと、学校のオーダー全てに応え切れる程ではないと考えています。LD等非常勤講師も十分足りているというわけではありません。

○中島委員長

とにかく、対応が後手に回らないようにしないとイケませんね。おっしゃる通り、クラスがぐちゃぐちゃになってしまうと、全ての児童にとって不幸なことになってしまいます。関係が悪化すると本人の状態も悪くなる悪循環に陥ることも起きると思います。それが起きないための対応が必要なのですが、問題は予算よりも人材のことになるのですよね。

○山本教育長

予算については、非常勤講師の場合は比較的付きやすいので、やはり人材の問題です。実際の配置の中で、現在はそもそも代員の講師すら人数が不足している状況で、配置できる定数だけ増えても、適切な人材がすぐに配置されるとは限りませんので。現在、小学校に入学する前の段階で、そういう児童を把握して早く対応を検討するということをしています。健診等の機会を利用し、事前に読み書き等の部分でそういった児童を把握しようとしています。現在は鳥取市で実施しており、今後米子市でも実施するようです。障がいによる問題が発生する未然の対応を早くしていくようにしています。

○若原委員

この問題は、今まで把握できていなかったものが把握できるようになったということだと思うのですが、こういった障がいの問題は幼少期の教育によって改善される余地が大きいらしいので、早いうちから把握して教育することは大切だと思います。大学生で、それまでそういう配慮を全くせず、大学に来てから初めて対応するということでは手遅れになってしまいます。

#### ○佐伯委員

資料中の通級による指導を受けている児童生徒の割合が低いまま推移しており、これがもっと増えないといけないと思います。通級指導を受けると障がいのある児童生徒も、とても改善していきます。通常学級にいて、週に1回の通級指導を受けることでも随分と変わっていきます。そのためには啓発により保護者の了解を得ることも必要です。全体の啓発も大事ですが、通級学級につなげていくコーディネーターをするような人が学校の中において、特別支援教育主任の方の時間数の軽減を図るとか、校内でうまく特別支援教育をすすめて、保護者や本人の障がいに対する理解が得られるようにして、通級による指導を受ける児童生徒の割合が増えるようにする必要があります。と思います。

#### ○音田いじめ・不登校総合対策センター長

いじめ・不登校総合対策センターでは、来年度の事業として、以前から提案していた脳科学、精神医学、心理学を元にしたプログラムを実施していこうとしています。障がいのある児童生徒を見つけて医療機関や通級教室で対応することも大切で現在も実施しておりますが、それ以前に発現を抑えるようなプログラムを、モデル校で実施しようとするものです。通常の学級の中で全体的な共有ルールを決めて、どの教員もそれを根拠に持って児童生徒に守らせるよう対応する、というものです。大人は外からの刺激に対して考えることで次の行動を判断するのですが、そういう考え方が発達するのが十歳以降であるため、幼児期や小学校低学年の幼児児童は外からの刺激への対応に理屈で考えることができず、うまく表現ができないことにより不適応を起こしたり、癇癪を起こしたり、暴力に訴えたりということにつながるので、外部からの刺激に対して、学校でも家庭でも同じ対応をすることで、子どもが自分の感情をコントロールできるようになるということが脳科学等の研究によりわかってきています。このプログラムを、研修等を通して広げたいと考えています。実際にある小学校区の小学校、保育園で保育士等と一緒に研修を受けた方がいて、ぜひ取り入れたいという話も聞いております。現在、いじめ・不登校総合対策センターから全ての市町村に対して来年度の事業についての説明をしているのですが、市町村によっては妊婦の段階から親の教育と幼児期の教育に取り組んでいるような市町村もあり、教育の仕方に根拠を持って取り組むことを広めていくことが重要ではないかと考えています。

#### ○中島委員長

ありがとうございます。報告事項については、以上で終わります。その他、各委員の皆さんから何かございましたらお願いします。

#### 4 その他

#### ○松本委員

先週、鳥取県で弁護士会の大会があり、司法面接についての話し合いがありました。性被害にあったお子さんからの事情の聞き取りについて、加害者側の刑事事件として立件するまでの過程で、被害者のお子さんに対する事情聴取を何回も実施すると、汚染される、という表現をしますが、誘導等を含めて当時の記憶が不正確になってしまうということがあります。小さなお子さん程、いつあったか、ということも言い出せず、何度も理詰め質問することで記憶がおかし

くなっていきます。そういうことがあるので、司法面接について、警察と検察庁と児童相談所と弁護士と一緒に1回で済ませようとするところについての話し合いでした。インタビュアーは一人で、それを別の部屋からモニターで見て、何か大切なことがあればインタビュアーを通して質問したりするもので、検察庁等で何年か前から研究していて、今回、鳥取県でもそれに関する組織の立ち上げについての話があったものです。その話し合いの最後に、パネリストの一人が、「教育現場から検察の方に話が来たときには、すでに“汚染されて”しまっている」とおっしゃいました。教育の場で、最初に何があったか先生が聞き、教育委員会でまた何人かで聞き、ということを繰り返すことで記憶が不正確になっていってしまうとのことでした。そこでお願いされたのが、事の端緒があったら、「誰が何をした」が分かれば、すぐに通報して専門家に任せてほしいということでした。また、何度もそういうことについて聞かれるとそれでトラウマになり被害者自身が二次被害を受けることもあり、それを避けることにも繋がります。それについての資料を受け取っているのです、後ほどお渡しさせていただきます。

#### ○山本教育長

わかりました。そういう場合は、まず、どこに話すようにすればいいのでしょうか。ルートを事前にしっかりと作っておくことが大切だと感じました。

#### ○松本委員

警察に話すようにしてほしい、とのことでした。そこで、今後どう進めるかについて、相談していくことができます。これは、性被害だけではなく、いじめ問題でも同じことが起きると思いますので、そこでも気を付ける必要があると思います。

#### ○中島委員長

今松本委員がおっしゃったのは、被害者の保護という観点と、供述としての信用性の確保という観点の二つからの問題提起でしたね。供述の信用性の問題も当然重要ですが、我々としては、被害者をしっかりと保護できるように考えていかななくてはいけないと思います。

それでは、次回の定例教育委員会は11月21日月曜日でよろしいでしょうか。（賛同の声）。  
ご起立ください。本日の定例教育委員会、これで閉会といたします。お疲れさまでした。